

食品安全委員会第770回会合議事録

1. 日時 令和2年1月21日（火） 14：00～14：40

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

・病原体の不活化処理等に関する飼料の基準・規格を設定又は改正する際の取扱いについて

(農林水産省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・農薬・添加物「アゾキシストロビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・農薬「オキサゾスルフィル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・特定保健用食品

「ヘルシア サッと健膳 プレーン、

ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル、

ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味、

ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル」

に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全委員会の運営について（令和元年10月～令和元年12月）

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、吉田（充）委員

(説明者)

農林水産省 石川畜水産安全管理課長

(事務局)

小川事務局長、矢田総務課長、渡辺情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合について
- 資料2-1 農薬専門調査会における審議結果について<アゾキシストロビン>
- 資料2-2 農薬専門調査会における審議結果について<オキサゾスルフィル>
- 資料3 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
<ヘルシア サッと健膳 プレーン、
ヘルシア サッと健膳 プレーン ボトル、
ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味、
ヘルシア サッと健膳 レモンオリーブ風味 ボトル
- 資料4 食品安全委員会の運営について（令和元年10月～令和元年12月）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第770回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、農林水産省から石川畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第770回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点でございます。

資料1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合について」、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料3が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4が「食品安全委員会の運営について（令和元年10月～令和元年12月）」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいら

っしやいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」に関するリスク管理機関からの説明についてです。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から1月14日付で食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がありました。

それでは、農林水産省の石川畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石川畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の石川でございます。よろしく申し上げます。

資料1の1ページ目を御覧ください。今回、食品安全基本法第11条第1項第1号の規定により、食品健康影響評価を行う必要がない場合について照会するものでございます。

照会する事項は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定により、家畜伝染病予防法に規定する監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料の取り扱いに関する基準・規格を設定または改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないときです。

2枚目を御覧ください。「1 照会の背景」です。(1)ですが、飼料安全法の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を定めておりますが、省令に飼料における病原微生物の不活化処理等に関する規定はございません。

(2)ですが、ASFやCSFは、平成30年以降、それぞれアジア地域または我が国において発生が継続しており、ASFは我が国への侵入リスクが極めて高くなっております。これらの疾病の発生防止・蔓延防止に万全を期する観点から、肉等の動物由来たん白質を原料に含むまたは含む可能性がある食品残さ利用飼料等への対策を厳格化する必要がございます。

(3)ですが、このような状況の中、省令を改正し、CSF、ASF等の病原体の不活化に有効と認められる加熱処理、交差汚染防止対策等を条件として規定するため、食料・農業・

農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会に家畜衛生の観点から意見を聞くとともに、農業資材審議会に諮問したところ、見直しは適当と認めるとの答申が昨年12月に得られました。

(4) ですが、省令の改正に当たりましては、食品安全基本法第24条第1項第5号に基づき食品安全委員会に対して食品健康影響評価を依頼する必要があります。一方、今般の省令改正は、監視伝染病の病原体以外の危害要因が想定されない場合に、当該病原体の不活化処理を実施するものであります。そのため、次に説明します事項について食品安全委員会に照会することといたしました。

下の「2 照会事項」ですが家畜伝染病予防法に規定する監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した飼料の取り扱いに関する基準・規格を設定または改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないときには、食品安全基本法第11条第1項第1号に該当すると解してよろしいでしょうか。

なお、当該リスク管理措置の妥当性につきましては、農業資材審議会において確認することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

ただ今農林水産省から御説明いただきましたが、それによりますと、今回、意見を求められた資料の基準・規格の設定または改正については、監視伝染病の病原体を不活化する処理及びその処理を施した資料に関する基準・規格を設定または改正する場合であって、当該病原体以外の危害要因が想定されないものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」でありまして、本件については、農薬及

び添加物並びに農薬、それぞれ1品目について、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田緑委員から説明をお願いいたします。

○吉田（緑）委員 分かりました。

それでは、お手元に資料2-1と2-2を御用意ください。私より概要について御説明申し上げますので、詳細及び、特に植物のところに关しましては事務局より御説明をよろしくをお願いいたします。

まず、資料2-1「農薬・添加物評価書アゾキシストロビン（第6版）」でございます。これは既に第6版でございますので、今回変更のあったところのみを申し上げます。

今回は、食品添加物の指定拡大ということで諮問をいただいたものですが、急性参照用量の設定を毒性学的に行いましたので、私はそちらを中心に申し上げたいと思います。

新しく毒性で追加されたところは、少し飛びますけれども、21日間亜急性経皮毒性試験だけでございます。

では、一回毒性に戻りまして、急性参照用量ということなので、29ページ、急性毒性試験の表14を御覧ください。急性毒性は非常に弱い剤でございます。急性神経毒性試験におきましてもその無毒性量は600ということで、カットオフ値以上でございます。

35ページから発生毒性試験、ラット及びウサギが記載されております。強制経口の試験でこれらは行われておりますが、これらに若干、単回投与による影響というものが認められました。これは前回から既に記載されている試験ですけれども、今回、急性参照用量の設定ということで詳細に御覧いただいたものでございます。

36ページの発生毒性試験、ウサギでございますが、これが急性参照用量（ARFD）の設定根拠試験となったものでございます。この試験におきまして、一番高い用量であります500 mg/kg 体重/日で投与直後から認められました体重減少/体重増加抑制あるいは摂餌量減少というものを根拠にARFDを御設定いただいたものでございます。

先ほど申し上げました21日間経皮毒性試験におきましては、最高用量まで毒性は認められないという結果になっております。

39ページ、食品健康影響評価でございます。暴露評価対象物質は、アゾキシストロビン、親のみとしていただいたものです。ADIにも変更はございません。

急性参照用量でございますけれども、44ページ、表25に単回経口投与によって生ずる可能性のある影響が一覧表でまとめられておりますが、先ほど申し上げた試験、ウサギの発生毒性試験①で母動物に認められた毒性が最も低い用量でございました150 mg/kg、これを安全係数100で除した値1.5を急性参照用量と設定されたということでございます。

アゾキシストロビンの第6版につきましては、以上でございます。

続きまして、オキサゾスルフィルについて御説明申し上げます。こちらは今般新規に申請がなされたものでして、評価をするのは世界中で多分日本が最初というように伺ってお

りますので、最初から御説明申し上げたいと思います。

新規骨格の殺虫剤でございます。6ページに構造がございます。

8ページから動物体内運命試験でございますけれども、吸収率は比較的高く、8割から9割というものでございます。ただ、8ページの表1にありますように、血中の動態におきまして高用量で用量比以上の増加というものが認められております。

代謝物としては、動物ではCというものが出てまいりますけれども、後ほど植物で出るAというものも動物体で、量は多くはございませんが、代謝物として認められているというものでございます。排泄も速やかでございます。メーンの排泄経路は糞中ということになっております。

植物と続きますけれども、毒性のところへ飛びたいと思います。29ページを御覧ください。急性毒性試験でございます。表19ですけれども、ラットの経口で300から2,000という値で、急性参照用量をどうしようかなというような値に急性毒性試験の致死量が来ております。

次に、急性神経毒性試験でございます。こちらで認められました無毒性量の25という値が急性参照用量の設定根拠となります。こちらが認められた値が25でございます。

31ページの表22を御覧ください。このラットの90日の試験のまとめですけれども、ここで認められました毒性のプロファイルが比較的本剤の毒性の特徴をよくあらわしております。雄のカラムを御覧いただきますと、異常発声というのが2,000 ppmで見られますが、振戦等の神経毒性を示唆するような所見が見られているのですけれども、比較的これは高用量で認められている毒性所見のようです。そのほかに、その下に書かれております体重増加抑制、あるいは肝重量の増加、肝肥大に関するもの、そして、雌のカラムの一番下でございますけれども、甲状腺ろ胞上皮の肥大といった変化がこの剤のプロファイルとして認められるということになります。

34ページ、慢性毒性試験及び発がん性試験ですけれども、1年間のイヌの試験で認められた表28の無毒性量5というものがADIの設定根拠となった試験でございます。こちらでもやはりイヌで認められているのは、ALPの増加あるいは肝肥大といった肝臓の影響を示唆する所見です。この認められた5 mgという値が90日のイヌよりも高い値であることから、より長期で無毒性量が得られているということで、こちらをADIの設定根拠としたものでございます。

2年間のラットの発がん性試験でも、表30-1、30-2で毒性所見が記載されておりますけれども、90日と大きく変わったものはございません。発がん性は認められませんでした。

マウスの長期試験においても発がん性は認められておりません。毒性プロファイルもほぼ同じでございます。

生殖発生毒性試験ですけれども、やはりこちらでも肝臓への影響が親動物には認められております。繁殖能に対する影響は認められておりません。

38ページから発生毒性試験、ラット、ウサギでございませけれども、こちらでも催奇形性はラット、ウサギともに認められておりません。遺伝毒性も *in vitro*、*in vivo*ともにネガティブでございませ。

メカニズム試験が40ページから行われております。今回、本剤のプロファイルといたしまして、肝肥大及び甲状腺への影響が認められましたので、それに関するものとして提出されたものと思われませ。45ページにそれらのまとめが記載されております。

肝肥大につきましては、第一相の酵素である恐らくCYPの誘導によるものだということが分かったのですけれども、甲状腺につきましては、二相酵素であるUDPGTの値のあたり、あるいはホルモンに値することが、動きはあったのですけれども、余り明確ではないことから、甲状腺につきましては、クリアなメカニズムは分からないという結果の記載になっております。

46ページから食品健康影響評価でございませ。46ページに評価対象物質について記載がされておりますけれども、農産物、畜産物、魚介中の暴露評価対象物質は、親化合物であるオキサゾスルフィルと設定をいただいたものでございませ。

ADIに関してですけれども、先ほどから申し上げましたように、毒性のプロファイルあるいは得られた無毒性量というのは、48ページの表48にまとめられております。この中で一番低いといひませか、イヌは実際は90日と1年の比較の結果ではございませけれども、これで得られた無毒性量5 mgを根拠といたしまして、安全係数100で除した値、0.05 mg/kg 体重/日をADIと御設定いただいたものでございませ。

急性参照用量につきましては、50ページ、表49に単回経口投与により生ずる可能性のある毒性が一覧としてまとめられておりますけれども、この急性神経毒性試験で得られた値、25を安全係数100で除した値の0.25を急性参照用量として御設定いただいたものでございませ。

以上です。では、事務局より、よろしくお願ひいたします。

○入江評価調整官 それでは、資料2-1と資料2-2に基づきまして、補足説明をいたひませ。

まず、資料2-1のアゾキシストロビンでございませ。経緯ですが、5ページの中ほどを御覧ください。第6版関係の記載がございませ。2019年7月に添加物の指定に係る食品健康影響評価について厚生労働大臣から要請がございまして、11月11日の農薬専門調査会評価第二部会及び12月13日の第178回農薬専門調査会幹事会で御審議いただいたものでございませ。

なお、本剤は添加物としても使用される農薬であることから、10ページの脚注に記載がございませが、平成22年5月20日付の食品安全委員会決定「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に従ひ、この第6版の審議の際には添加物専門調査会

の専門委員であります高須先生に御参画いただきました。

本剤の概要については、先ほど委員より触れていただきました。

今回追加された試験としまして、ニワトリの動物体内運命試験がございます。これが18ページになります。中ほどを見ていただきますと、可食部において10%TRRを超える代謝物は認められなかったという結果でございました。

続きまして、もう一つ追加されました試験が27ページの中ほど、ニワトリでの畜産物残留試験の結果でございます。全て定量限界未満ということでございました。

毒性につきましては、委員の方から御紹介いただいたとおりでございますし、食品健康影響評価についても御説明いただきました。

次に、資料2-2のオキサゾスルフィルの方をお願いいたします。

経緯でございますが、3ページをお願いいたします。新規の農薬登録に係る稲への基準値設定並びに畜産物及び魚介類への基準値設定ということで、2019年6月に厚生労働大臣から評価要請のあったものでございます。11月8日の評価第三部会、12月13日の幹事会で御審議いただきました。

本品の概要につきましては、委員から触れていただきましたし、動物体内運命試験の結果についても触れていただきました。

若干補足しますと、15ページからヤギの、18ページからニワトリの動物体内運命試験の結果が示されております。いずれにつきましても、可食部における主要成分というのは未変化のオキサゾスルフィル（親化合物）であって、10%TRRを超える代謝物は認められませんでした。

次に、植物体内運命試験でございますが、21ページをお願いいたします。水稻で実施されております。主要成分としては、こちらも未変化のオキサゾスルフィル（親化合物）が最大でございました。もう一つ10%TRRを超えるものとして代謝物Aというものがございましたが、これは水稻の茎葉部で認められました。

次に、27ページをお願いいたします。作物残留試験でございますが、オキサゾスルフィルと先ほどの代謝物Aの両方を対象としています。いずれについても可食部では定量限界未満という結果でございました。

28ページ、魚介類における最大推定残留値の記載がございます。0.047 mg/kgという結果でございました。

以降、毒性については委員から御説明いただいたとおりでございまして、食品健康影響評価についても触れていただきましたが、46ページ、暴露評価対象物質に関しましては、下から2つ目の段落になります。植物体内運命試験で代謝物Aが認められておりますが、ラットにおいても認められること、それから、残留量がわずかであるということから、農産物、畜産物及び魚介類中の暴露評価対象物質は親化合物であるオキサゾスルフィルのみと設定されました。

ADIと急性参照用量については、委員より御説明いただいたとおりでございます。

以上の2剤につきまして、御了解いただけるようであれば、明日から2月20日までの30日間、国民からの意見・情報の募集の手続に入りたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

吉田緑委員、どうぞ。

○吉田（緑）委員 私、イヌの方ばかりに集中をしております、イヌの議論があったものですから、オキサゾスルフィルのADIでございます。済みません。イヌの試験、90日と1年を比較して無毒性量は5という値がとれていたのですけれども、一番低いのはラットの2年ということございまして、それが3.87でございますので、ADIの根拠はラットの2年間でございます。申し訳ございません。

○佐藤委員長 今のはオキサゾスルフィルですか。

○吉田（緑）委員 オキサゾスルフィル、合っていましたか。ごめんなさい。合っていますね。私、部会の議論の方をちょっと混乱しておりましたので、5という値で合っております。今のは済みません。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかにどなたか御質問とかございますか。

ちょっと私から1点。オキサゾスルフィルの8ページのキネティクスのデータなのですが、これは用量をふやすとAUCがかなり上がってくるというデータだと思うのですけれども、 T_{max} がずれて、後ろの方がかなりずれているということです。これは吸収が遅くなっているような感じもするのですけれども、これはどのような解釈をされて、どういう議論があったのか、教えていただけるとありがたいのですが。

○吉田（緑）委員 御質問ありがとうございます。こちらについては部会でも丁寧に御議論いただきまして、やはり代謝の先生から同じような質問を受けております。こちらにつきましては、恐らく吸収がというよりも、オキサゾスルフィルの動物体内におけるメーンの代謝経路の酵素による代謝というものが飽和してしまって、オキサゾスルフィルそのものの血中濃度が高くなったことが原因であろうという回答もいただきましたし、代謝の先生もそれはそれで納得するというような御回答です。

代謝物のデータを御覧いただきましても、12ページの表3でございますけれども、低用量と高用量がございしますが、代謝物Cというものが動物体内のメーンの代謝物ですけれど

も、やはりそういうものが低用量の方が多くて、高容量の方が低くなっていることから、恐らく代謝というものが80 mgで飽和しているのだろうということを示すことから、このような用量比以上の増加というような用語を使わせていただいたということでございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

では、腸管から吸収されて血中に入っているけれども、それ以降の代謝がサチってしまったから血中濃度がだらだらだら下がらなかったということですね。分かりました。

ほかにどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料3に基づきまして、御説明いたします。

「ヘルシア サツと健膳 プレーン プレーン ボトル レモンオリーブ風味 レモンオリーブ風味 ボトル」でございます。

評価書案の表紙をめくっていただいて、2ページ、審議の経緯でございます。本食品につきましては、昨年5月の食品安全委員会におきまして、要請事項説明が行われ、6月、9月に専門調査会の審議、11月の食品安全委員会におきまして、専門調査会での審議結果について報告し、御審議いただいております。その後、11月13日から12月12日まで、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

評価対象品目の概要でございますが、4ページを御覧ください。本食品は、 α -リノレン酸ジアシルグリセロールを関与成分とし、内臓脂肪が多めの方、BMIが高めの方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の用途とする食用油でございます。4品目ございますが、風味と包装形態が異なるシリーズ品となっております。

本食品一日当たりの摂取目安量2.5 g中には、関与成分である α -リノレン酸ジアシルグリセロール（ α -リノレン酸として）0.9 gが含まれております。

4ページの最後でございますけれども、関与成分の構造を図1に示しております。グリセロールに α -リノレン酸1分子とその他脂肪酸1分子または α -リノレン酸2分子が結合

したものでございます。

6 ページから安全性に係る試験の概要の記載でございます。6 ページには食経験、7 ページから、*in vitro*及び動物を用いた*in vivo*試験、8 ページの下の方でございますが、ヒト試験。10ページでございますけれども、発がんプロモーション作用に関する試験。11ページでございますが、品質管理についてでございます。こういった試験結果等を用いまして評価が行われております。

食品健康影響評価は12ページにございます。下から2段落目でございますが、提出された資料に基づく限りにおいて、安全性に問題はないと判断されております。ただし、油脂の脱臭工程で生成するとされるグリシドール脂肪酸エステルにつきましては、ALARAの原則に則り、引き続き低減に努める必要があるとしております。

意見・情報の募集結果につきましては、最後から2枚目のページにございます。この期間中に1件の御意見がございました。御意見の内容といたしましては、 α リノレイ酸、後ほど α リノレン酸と記載されておりますので、恐らく誤記かと思いますが、これがマーガリンに使われる原料で、諸外国では禁止されていると聞いている。メーカーは影響があるほど使っていないということだが、どれだけ適量で、どれだけ食すと過量かの線引きは難しい。今回のヘルシアも、どれだけ量を使うのか国民に徹底するのは無理な話である。 α リノレン酸の含有量をもっと減らすことをメーカーに求めるべきというものでございます。

専門調査会の回答でございますが、今回の意見・情報の募集は、 α -リノレン酸ジアシルグリセロールを関与成分とする食用油について行ったこと。その上で、 α -リノレン酸自体は体内で合成できないことから、食品から摂取する必要のある必須脂肪酸の一つであること。今回の食品健康影響評価においては、ここに記載されております資料を用いて評価を行いまして、安全性については問題ないと判断していること。また、本食品につきましては、多量摂取しないような工夫も行われていること。最後に、いただいた御意見は特定保健用食品の制度及び表示を所管する消費者庁へお伝えすること、以上のようなものになっております。

1件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更する必要はないと考えております。

最後のページを御覧いただければと思います。1点評価書の変更をお願いしたいと考えております。本日の資料の12ページ、23行目の記載でございますが、変更前が「ヒトの健康に対して危害要因になるとは考えられない」となっておりますが、より明確にするために、「消化器官等での発がんを促進させる作用は有さない」とさせていただければと思います。

以上、よろしければ、最後の1点を変更させていただいた上で、リスク管理機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち提出された資料に基づく限りにおいて、安全性に問題はないと判断した。ただし、ALARA、As Low As Reasonably Achievableの原則にのっとり、引き続き、合理的に達成可能な範囲でできる限りグリシドール脂肪酸エステルの低減に努める必要があるということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) 食品安全委員会の運営について(令和元年10月～令和元年12月)

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(令和元年10月～令和元年12月)」であります。

事務局から報告をお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料4に基づきまして、令和元年度第3四半期、昨年10月から12月分の食品安全委員会の運営について御報告をいたします。

初めに、食品安全委員会の開催状況でございますけれども、1ページから10月でございます。10月には4回の開催がございまして、(2)のところを御覧いただきますと、結果通知案件といたしましては4案件11品目について結果の通知を行っております。

また、3ページを御覧いただきますと、その他の案件といたしまして、内閣改造に伴いまして衛藤内閣府特命担当大臣からの御挨拶、それから、10月1日付で行われました食品安全委員会専門委員の選任についての報告等の議事が行われております。

ページをめくっていただきまして、4ページです。11月には3回の開催がございまして、結果通知案件といたしましては、ここに記載のとおり1案件8品目について結果の通知が行われております。

また、その他の案件といたしましては、5ページにございまして、来年度の食品安全モニターの募集方針について事務局から説明を行っております。

6ページに参りまして、12月は3回の開催がございまして、結果通知案件といたしましては記載のとおり2案件2品目についての結果通知が行われているところでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページ、9ページには専門調査会等の運営、開催状況を記載しております。企画等の1回を含めまして、全部で31回の会合の開催がございました。

10ページからはリスクコミュニケーションの関係でございます。初めに意見交換会等の開催ということで、10ページから11ページにかけて記載がございますとおり、意見交換会は全国で9回の開催がございます。

また、ノロウイルスをテーマといたしました精講といたしまして、大阪府で1回、東京都で2回の全3回の開催がございました。

講師派遣といたしましては、委員に御対応いただきました3回を含めまして、全部で9回の開催がございました。

なお、12ページをめくっていただきますと、12月15日に開催されました神戸薬科大学の研修事業のところで開催地が兵庫県となっておりますが、これは鹿児島県の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

12ページの下の方(4)訪問学習としては、全部で5回の受け入れを行っております。

また、情報発信の関係でございますが、13ページからFacebook、ブログの発信状況でございます。10月には13ページに記載のとおり全部で19本の記事、11月にはめくっていただきました14ページにありますとおり19本の記事、12月は15ページにありますとおり全部で18本の記事を発信させていただいております。

16ページにありますとおり、メールマガジン【読物版】といたしまして、季節性を考慮いたしまして、ノロウイルスの食中毒に関して2本の配信を行っているところでございます。

17ページ以下には、参考資料といたしまして、食品健康影響評価の審議状況についての資料を掲載させていただいております。こちらにつきましては、説明は省略させていただきます。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。よろしいですね。

こうして並べてみると、随分いろいろ仕事しているなという感じがいたします。

(5) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はございませんか。

○矢田総務課長　　ごさいません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合については、来週 1 月 28 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

　　また、23 日木曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、24 日金曜日 14 時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、来週 27 日月曜日 13 時から「調製粉乳に添加する菌末に係るワーキンググループ」が非公開で、14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第 770 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。